

令和7年度 監査の指摘に対する状況（令和8年4月28日公表）

No.	種類	課等名	指摘事項	指摘区分	措置通知日	措置の内容
1	定期監査	資産税課	<p>契約保証金に係る事務が適切でなかったもの</p> <p>家屋評価システム「HOUSAS」設定変更業務委託について、契約保証金を免除することができる基準を相手方が満たしているかの審査が十分でないままに契約保証金を免除していた。 春日井市契約規則に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	注意	令和8年3月30日	<p>当該相手方には、他自治体との同規模・同種の複数の受託実績があり、契約保証金免除基準を満たしていることを確認しました。 契約保証金の免除について十分に理解できていなかったため、今後は、春日井市契約規則に基づいた適正な契約事務となるよう、所属職員に周知しました。</p>
2	定期監査	資産税課	<p>備品出納に係る事務が適切でなかったもの</p> <p>廃棄した備品(レジスター1台)について、備品出納簿に払い出しの記録がなされていなかった。 春日井市財産管理規則に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	注意	令和8年3月30日	<p>当該備品の払い出しについて備品出納簿に記録しました。 備品出納簿への記録が適切に行われていなかったため、今後は、備品を取得又は廃棄した際には、備品出納簿に記録することを所属職員に周知しました。</p>
3	定期監査	福祉政策課	<p>行政財産目的外使用料徴収に係る事務が適切でなかったもの</p> <p>使用期間が6か月以上の職員等駐車場に係る行政財産目的外使用料の徴収について、納入期限が使用を開始する月の末日を越えて設定されていた。 春日井市行政財産目的外使用料条例等に基づき適切な納入期限を設定されたい。</p>	注意	令和8年3月30日	<p>駐車場利用者からの申請書の提出が遅れ、手続き全体が遅延したことから、要綱の期日を越えて納入期限を設定してしまいました。 今後は、条例等を遵守し、適正な手続きを進めてまいります。</p>